

平成21年度児童厚生施設等整備費交付要綱新旧対照表案 (案)

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>児童厚生施設等整備費交付要綱</p> <p>(通 則) 1～4 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>5. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 設置運営要綱に基づき都道府県が設置する大型児童館の施設整備</p> <p>(2) 設置運営要綱に基づき指定都市及び中核市が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備</p> <p>(3) 設置運営要綱に基づき市町村(特別区を含む指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県が行う補助</p> <p>(4) 設置運営要綱に基づき社会福祉法人、公益財団法人、特例社団法人、及び特例財団法人(以下「社会福祉法人等」という。)が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県、指定都市又は中核市が行う補助</p> <p>(整備補助の対象外) 6 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>7. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>別 紙</p> <p>児童厚生施設等整備費交付要綱</p> <p>(通 則) 1～4 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>5. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 設置運営要綱に基づき都道府県が設置する大型児童館の施設整備</p> <p>(2) 設置運営要綱に基づき指定都市及び中核市が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備</p> <p>(3) 設置運営要綱に基づき市町村(特別区を含む指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県が行う補助</p> <p>(4) 設置運営要綱に基づき社会福祉法人及び民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人(以下「社会福祉法人等」という。)が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県、指定都市又は中核市が行う補助</p> <p>(整備補助の対象外) 6 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>7. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>なお、前年度からの継続事業において、別表の第4欄(3、4、第2欄の区分が拡張であるものうち第4欄の2及び第2欄の区分が大規模修繕であるものうち第4欄の2を除く。)に定める基準額を算定する場合には、平成19年度の単価を適用する。</p>

改 正 後	現 行
<p>(交付の条件) 8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) ～ (10) (略)</p> <p>(11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、<u>JK A</u>若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>(12) ～ (14) (略)</p> <p>(申請手続) 9 ～ (その他) 1 6 (略)</p>	<p>(交付の条件) 8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) ～ (10) (略)</p> <p>(11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>(12) ～ (14) (略)</p> <p>(申請手続) 9 ～ (その他) 1 6 (略)</p>

改 正 後		現 行							
別 表		別 表							
算 定 基 準		算 定 基 準							
1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費
施設整備費	創設及び改築	工事費	1 施設の種類のごとに次に掲げる額 ア 大型児童館 A型児童館 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、都道府県の人口規模により、付表1に掲げる補助基準面積の範囲内で、2,000平方メートルのもの。)に1平方メートルあたり基準単価 405,000 円(実1平方メートルあたり基準単価に満たないときは実1平方メートルあたり単価とする。)を乗じて得た額。 イ B型児童館(1,500平方メートル以上) 607,724 千円 (ただし、A型児童館と併設する場合には厚生労働大臣が承認した額とする。)	児童厚生施設等の施設整備に必要な工事費又は工事請負費及びび工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)	施設整備費	創設及び改築	工事費	1 施設の種類のごとに次に掲げる額 ア 大型児童館 A型児童館 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、都道府県の人口規模により、付表1に掲げる補助基準面積の範囲内で、2,000平方メートルのもの。)に1平方メートルあたり基準単価 356,800円(実1平方メートルあたり基準単価に満たないときは実1平方メートルあたり単価とする。)を乗じて得た額。 イ B型児童館(1,500平方メートル以上) 535,414千円 (ただし、A型児童館と併設する場合には厚生労働大臣が承認した額とする。)	児童厚生施設等の施設整備に必要な工事費又は工事請負費及びび工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)
			(2) 小型児童館(217.6平方メートル以上) 35,561 千円 都府県で児童館用地の取得が困難と認められる場合等(163.2平方メートル以上) 27,239 千円					(2) 小型児童館(217.6平方メートル以上) <u>31,105</u> 千円 都府県で児童館用地の取得が困難と認められる場合等(163.2平方メートル以上) <u>23,826</u> 千円	
			(3) 児童センター(336.6平方メートル以上) 51,316 千円 ただし、大型児童センター(500平方メートル以上)については、次に掲げる額。 70,959 千円					(3) 児童センター(336.6平方メートル以上) <u>46,859</u> 千円 ただし、大型児童センター(500平方メートル以上)については、次に掲げる額。 <u>62,516</u> 千円	
			(4) 放課後児童クラブ室(2)、(3)の整備とは別に整備する場合に限る。 21,124 千円					(4) 放課後児童クラブ室(2)、(3)の整備とは別に整備する場合に限る。 <u>12,500</u> 千円	
			2 1の(2)、(3)の整備の際、放課後児童クラブ室(31.8平方メートル以上)を設ける場合、次の額を加算する。 6,728 千円					2 1の(2)、(3)の整備の際、放課後児童クラブ室(31.8平方メートル以上)を設ける場合、次の額を加算する。 <u>3,981</u> 千円	
			3 1の(1)、(2)及び(3)の整備の際、初年度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 (1) 大型児童館については、1施設当たり 113,947 千円 (2) 小型児童館及び児童センターについては、1施設当たり 2,823 千円					3 1の(1)、(2)及び(3)の整備の際、初年度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 (1) 大型児童館については、1施設当たり <u>100,389</u> 千円 (2) 小型児童館及び児童センターについては、1施設当たり <u>2,469</u> 千円	

改	正	後	現	行
	<p>大型児童センターについては、1施設当たり <u>5,065</u>千円</p>	<p>大型児童センターについては、1施設当たり <u>5,065</u>千円</p>		
	<p>4 平成2年8月7日厚生省発児第123号「児童館の設置運営について」の第4の1の(3)のアの(イ)及び2の(3)のアの(エ)に規定する移動型児童館用車両を整備する場合 上限<u>4,179</u>千円</p>	<p>4 平成2年8月7日厚生省発児第123号「児童館の設置運営について」の第4の1の(3)のアの(イ)及び2の(3)のアの(エ)に規定する移動型児童館用車両を整備する場合 上限<u>4,179</u>千円</p>	<p>4 平成2年8月7日厚生省発児第123号「児童館の設置運営について」の第4の1の(3)のアの(イ)及び2の(3)のアの(エ)に規定する移動型児童館用車両を整備する場合 上限3,682千円</p>	<p>車両の購入費及び改装費</p>
	<p>5 平成3年11月25日社施第121号「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める既設社会福祉施設用地有効活用政策促進制度に適合する整備を行う場合には、1の施設の種類のごとに掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。</p>	<p>5 平成3年11月25日社施第121号「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める既設社会福祉施設用地有効活用政策促進制度に適合する整備を行う場合には、1の施設の種類のごとに掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。</p>	<p>5 平成3年11月25日社施第121号「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める既設社会福祉施設用地有効活用政策促進制度に適合する整備を行う場合には、1の施設の種類のごとに掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。</p>	
<p>拡</p>	<p>1 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、本文の4の表拡張の欄(1)の場合119平方メートルを限度とし、同欄(2)の場合31.8平方メートルを限度とする。)に付表2に掲げる1平方メートル当たり基準単価(実1平方メートル単価が、1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル単価とする。)を乗じて得た額。</p>	<p>1 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、本文の4の表拡張の欄(1)の場合119平方メートルを限度とし、同欄(2)の場合31.8平方メートルを限度とする。)に付表2に掲げる1平方メートル当たり基準単価(実1平方メートル単価が、1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル単価とする。)を乗じて得た額。</p>	<p>1 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、本文の4の表拡張の欄(1)の場合119平方メートルを限度とし、同欄(2)の場合31.8平方メートルを限度とする。)に付表2に掲げる1平方メートル当たり基準単価(実1平方メートル単価が、1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル単価とする。)を乗じて得た額。</p>	<p>拡張に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>
<p>大規模修繕</p>	<p>2 既存の小型児童館又は児童センター(大型児童センターを除く。)で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1 施設当たり <u>5,101</u>千円</p>	<p>2 既存の小型児童館又は児童センター(大型児童センターを除く。)で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1 施設当たり <u>5,101</u>千円</p>	<p>2 既存の小型児童館又は児童センター(大型児童センターを除く。)で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1 施設当たり 4,462千円</p>	<p>大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>

改 正 後

付表 1 (略)

付表 2

1 平方米当たりの基準単価

単 価	備 考
1 4 2 , 8 0 0 円	

現 行

付表 1

都道府県人口規模による補助基準面積

都道府県の人口規模	補助基準面積の上限
100万人未満	3,000 平方米
100万人以上300万人未満	4,000 平方米
300万人以上500万人未満	6,000 平方米
500万人以上700万人未満	8,000 平方米
700万人以上	10,000 平方米

付表 2

1 平方米当たりの基準単価

単 価	備 考
1 2 4 , 9 0 0 円	

平成21年度児童環境づくり基盤整備事業補助金実施要綱 新旧対照表 (案)

改正案	現行
児 発 第 3 9 6 号 平 成 9 年 6 月 5 日	児 発 第 3 9 6 号 平 成 9 年 6 月 5 日
第一次改正 児 発 第 3 0 9 号 平 成 1 0 年 4 月 1 3 日	第一次改正 児 発 第 3 0 9 号 平 成 1 0 年 4 月 1 3 日
第二次改正 児 発 第 5 6 7 号 平 成 1 2 年 6 月 2 日	第二次改正 児 発 第 5 6 7 号 平 成 1 2 年 6 月 2 日
第三次改正 雇 児 発 第 4 2 2 号 平 成 1 3 年 6 月 2 6 日	第三次改正 雇 児 発 第 4 2 2 号 平 成 1 3 年 6 月 2 6 日
第四次改正 雇 児 発 第 0 5 1 0 0 0 3 号 平 成 1 4 年 5 月 1 0 日	第四次改正 雇 児 発 第 0 5 1 0 0 0 3 号 平 成 1 4 年 5 月 1 0 日
第五次改正 雇 児 発 第 0 4 0 1 0 1 5 号 平 成 1 5 年 4 月 1 日	第五次改正 雇 児 発 第 0 4 0 1 0 1 5 号 平 成 1 5 年 4 月 1 日
第六次改正 雇 児 発 第 0 3 3 1 0 3 1 号 平 成 1 7 年 3 月 3 1 日	第六次改正 雇 児 発 第 0 3 3 1 0 3 1 号 平 成 1 7 年 3 月 3 1 日
第七次改正 雇 児 発 第 0 3 3 1 0 3 5 号 平 成 1 8 年 3 月 3 1 日	第七次改正 雇 児 発 第 0 3 3 1 0 3 5 号 平 成 1 8 年 3 月 3 1 日
第八次改正 雇 児 発 第 1 0 0 2 0 0 3 号 平 成 1 8 年 1 0 月 2 日	第八次改正 雇 児 発 第 1 0 0 2 0 0 3 号 平 成 1 8 年 1 0 月 2 日
第九次改正 雇 児 発 第 0 5 0 7 0 0 2 号 平 成 1 9 年 5 月 7 日	第九次改正 雇 児 発 第 0 5 0 7 0 0 2 号 平 成 1 9 年 5 月 7 日
第十次改正 雇 児 発 第 0 3 3 1 0 2 3 号 平 成 2 0 年 3 月 3 1 日	第十次改正 雇 児 発 第 0 3 3 1 0 2 3 号 平 成 2 0 年 3 月 3 1 日
第十一次改正 雇 児 発 第 ※ 号 平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日	第十一次改正 雇 児 発 第 ※ 号 平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日
各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長 厚生省児童家庭局長	各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長 厚生省児童家庭局長

改 正 案	現 行
<p>児童環境づくり基盤整備事業の実施について</p> <p>少子化や核家族化の進行、都市化の進展、地域社会の子育て機能の低下等に伴う育児不安、多様な人間関係を経験する機会の減少など、子どもや家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりの基盤整備を総合的に推進するため、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業実施要綱」を定め、平成9年4月1日から実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、本通知の実施に伴い、本職通知平成4年5月18日児発第513号「都道府県児童環境づくり対策事業の実施について」、本職通知平成6年6月23日児発第610号「子どもにやさしい街づくり事業の実施について」、本職通知平成元年5月29日児発第401号「家庭支援相談等事業の実施について」及び本職通知昭和61年8月30日児発第727号「児童福祉事業適正化対策特別事業について」は廃止する。</p> <p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業実施要綱</p> <p>1 目 的 ～ 3 事業の実施方法等 (略)</p>	<p>児童環境づくり基盤整備事業の実施について</p> <p>少子化や核家族化の進行、都市化の進展、地域社会の子育て機能の低下等に伴う育児不安、多様な人間関係を経験する機会の減少など、子どもや家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりの基盤整備を総合的に推進するため、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業実施要綱」を定め、平成9年4月1日から実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、本通知の実施に伴い、本職通知平成4年5月18日児発第513号「都道府県児童環境づくり対策事業の実施について」、本職通知平成6年6月23日児発第610号「子どもにやさしい街づくり事業の実施について」、本職通知平成元年5月29日児発第401号「家庭支援相談等事業の実施について」及び本職通知昭和61年8月30日児発第727号「児童福祉事業適正化対策特別事業について」は廃止する。</p> <p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業実施要綱</p> <p>1 目 的 ～ 3 事業の実施方法等 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>別添 1 児童環境づくり推進機構事業実施要綱</p> <p>1 趣 旨 ～ 2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (1) ～ (3) (略)</p> <p><u>削 除</u></p> <p><u>削 除</u></p> <p>4 留意事項 (略)</p> <p>5 費用 (略)</p> <p>別添 2 児童育成事業推進等対策事業実施要綱 (略)</p> <p>別添 3 児童ふれあい交流支援事業実施要綱</p> <p>1 趣 旨 市町村が実施する「児童ふれあい交流促進事業」を推進することにより、児童の</p>	<p>別添 1 児童環境づくり推進機構事業実施要綱</p> <p>1 趣 旨 ～ 2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 子育て環境づくりに資する地域の実情に応じた取組 次世代育成支援対策等を踏まえ、地域の実情に応じた先駆的な子育て支援事業であって、その成果等を他の都道府県に向けて発信・普及することができる取組を実施する。</p> <p>5 事業実施の手続き 本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める方法により、事前に協議を行うものとする。</p> <p>6 留意事項 (略)</p> <p>7 費用 (略)</p> <p>別添 2 児童育成事業推進等対策事業実施要綱 (略)</p> <p>別添 3 健全育成推進事業実施要綱</p> <p>1 趣 旨 児童の健全育成の場で働いている職員等に対して研修を行うことにより、児童の</p>

改 正 案	現 行
<p>親子でのふれあい、様々な人との出会い、地域の仲間づくりを促進し、子育て家庭の支援や児童の健全な育成を図るものである。</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するために市町村が実施する「児童ふれあい交流促進事業」を推進するため、都道府県域で設置する協議会等の運営や啓発活動、情報提供、研究等を実施する。</p> <p>4 留意点 ～ 5 費用 (略)</p> <p>別添 4 民間児童館活動事業実施要綱 (略)</p> <p>別添 5 児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱 (略)</p> <p>別添 6 児童ふれあい交流促進事業実施要綱 (略)</p>	<p>健全育成の充実を図るものである。</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。 (1) 地域子育て環境づくり支援事業 地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員(主任児童委員を含む)等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する事業。</p> <p>(2) 児童ふれあい交流支援事業 中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するために市町村が実施する「児童ふれあい交流促進事業」を推進するため、都道府県域で設置する協議会等の運営や啓発活動、情報提供、研究等を実施する事業。</p> <p>4 留意点 ～ 5 費用 (略)</p> <p>別添 4 民間児童館活動事業実施要綱 (略)</p> <p>別添 5 児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>別添7</u> <u>地域子育て環境づくり支援事業実施要綱</u></p> <p><u>1 趣 旨</u> <u>地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して研修等を行うことにより、児童の健全育成の充実を図るものである。</u></p> <p><u>2 実施主体</u> <u>本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。</u> <u>ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。</u></p> <p><u>3 事業内容</u> <u>地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する。</u></p> <p><u>5 費 用</u> <u>都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。</u></p>	<p><u>別添6</u> 地域組織活動育成事業実施要綱 (略)</p> <p><u>別添7</u> 児童ふれあい交流促進事業実施要綱 (略)</p>
<p><u>別添8</u> 地域組織活動育成事業実施要綱 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>別添9 地域子育て支援拠点事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 児童福祉法第6条の2第6項の規定に基づき、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 ～ 4 事業内容 (略)</p> <p>5 実施要件 (1) ひろば型 ① 基本機能 (略)</p> <p>② 機能拡充型 市町村から委託等を受けて、ひろば型を実施している社会福祉法人等は、子育て支援活動の展開による機能拡充を図るため、以下のア～エに掲げるいずれかの取組を実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、ひろばを中心に関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細やかな支援の実施に努めること。</p> <p>ア ひろばの開設場所(近接施設を含む。)を活用した、一時預かり事業(地域密着型及び地域密着Ⅱ型)又はこれに準じた事業</p> <p>イ ひろばの開設場所(近接施設を含む。)を活用した、放課後児童健全育成事業又はこれに準じた事業</p>	<p>別添8 地域子育て支援拠点事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じている。 このため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 ～ 4 事業内容 (略)</p> <p>5 実施要件 (1) ひろば型 ① 基本機能 (略)</p> <p>② 出張ひろばの実施 4の(1)から(4)に加えて、ひろば型を開設している実施主体から委託を受けた社会福祉法人等は、地域のニーズや実情を踏まえ、近隣の公共施設等を活用して、ひろば型と同様の事業を実施する出張ひろばの積極的な開設に努めること。</p> <p>ア 開設日数等については、週1日～2日、かつ、1日5時間以上開設すること。</p> <p>イ 出張ひろばは、開設年度の翌年度に、ひろば型に移行することを念頭において実施すること。</p> <p>ウ ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>ウ 乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業</p> <p>エ その他、市町村独自に補助又は委託又は委託を行っている子育て支援事業のうち、市町村がひろば型の活動の充実に資すると認められた事業</p> <p>③ 地域の子育て力を高める取組の実施 (略)</p> <p>④ 出張ひろばの実施 4の(1)から(4)に加えて、ひろば型を開設している市町村又は社会福祉法人等は、地域の実情やニーズにより常設のひろばを開設することが困難な事情がある場合、近隣の公共施設等を活用して、ひろば型と同様の事業を実施する出張ひろばの積極的な開設に努めること。</p> <p>ア 開設日数等については、週1日～2日、かつ、1日5時間以上開設すること。</p> <p>イ 出張ひろばは、利用実態など地域の実情を踏まえ、ひろば型への移行を進めることを念頭において実施すること。</p> <p>ウ ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。</p> <p>エ 実施場所については、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えない。ただし、その場合には、子育て親子のニーズや利便性等に十分配慮すること。</p> <p>オ その他、事業の実施に当たっての要件等については、ひろば型と同様とする。</p> <p>(2) センター型 (略)</p> <p>(3) 児童館型 ① 基本機能 ア 実施場所 (略)</p>	<p>エ 実施場所については、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えない。ただし、その場合には、子育て親子のニーズや利便性等に十分配慮すること。</p> <p>オ その他、事業の実施に当たっての要件等については、ひろば型と同様とする。</p> <p>③ 地域の子育て力を高める取組の実施 (略)</p> <p>(2) センター型 (略)</p> <p>(3) 児童館型 ① 基本機能 ア 実施場所 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>イ 開設日数等 子育て親子のニーズ等に十分配慮し、原則として、週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。ただし、夏休み等の長期休暇期間については、一般児童の利用も考慮して、弾力的な運営を行って差し支えない。</p> <p>ウ 職員の配置 (略)</p> <p>② 地域の子育て力を高める取組の実施 (略)</p> <p>6 留意事項 ～ 8 費用 (略)</p>	<p>イ 開設日数等 原則として、週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。 <u>なお、開設時間については、子育て親子のニーズ等に十分配慮するとともに、一般児童の利用時間も考慮して設定すること。</u></p> <p>ウ 職員の配置 (略)</p> <p>② 地域の子育て力を高める取組の実施 (略)</p> <p>6 留意事項 ～ 8 費用 (略)</p>

平成21年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

改 正 案	現 行
厚 生 省 発 児 第 7 2 号 平 成 9 年 6 月 5 日 号	厚 生 省 発 児 第 7 2 号 平 成 9 年 6 月 5 日 号
第 一 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 7 3 号 平 成 1 0 年 4 月 1 3 日 号	第 一 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 7 3 号 平 成 1 0 年 4 月 1 3 日 号
第 二 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 9 8 号 平 成 1 1 年 6 月 1 4 日 号	第 二 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 9 8 号 平 成 1 1 年 6 月 1 4 日 号
第 三 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 1 0 3 号 平 成 1 2 年 6 月 2 日 号	第 三 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 1 0 3 号 平 成 1 2 年 6 月 2 日 号
第 四 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 2 6 3 号 平 成 1 3 年 6 月 2 6 日 号	第 四 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 2 6 3 号 平 成 1 3 年 6 月 2 6 日 号
第 五 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 5 1 0 0 0 1 号 平 成 1 4 年 5 月 1 0 日 号	第 五 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 5 1 0 0 0 1 号 平 成 1 4 年 5 月 1 0 日 号
第 六 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 4 0 1 0 0 7 号 平 成 1 5 年 4 月 1 日 号	第 六 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 4 0 1 0 0 7 号 平 成 1 5 年 4 月 1 日 号
第 七 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 3 3 1 0 2 0 号 平 成 1 6 年 3 月 3 1 日 号	第 七 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 3 3 1 0 2 0 号 平 成 1 6 年 3 月 3 1 日 号
第 八 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 4 0 1 0 1 2 号 平 成 1 7 年 4 月 1 日 号	第 八 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 4 0 1 0 1 2 号 平 成 1 7 年 4 月 1 日 号
第 九 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 3 3 1 0 2 7 号 平 成 1 8 年 3 月 3 1 日 号	第 九 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 3 3 1 0 2 7 号 平 成 1 8 年 3 月 3 1 日 号
第 十 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 5 0 7 0 0 4 号 平 成 1 9 年 5 月 7 日 号	第 十 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 5 0 7 0 0 4 号 平 成 1 9 年 5 月 7 日 号
第 十 一 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 3 3 1 0 2 0 号 平 成 2 0 年 3 月 3 1 日 号	第 十 一 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 3 3 1 0 2 0 号 平 成 2 0 年 3 月 3 1 日 号
第 十 二 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 ※ 号 平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日	第 十 一 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 3 3 1 0 2 0 号 平 成 2 0 年 3 月 3 1 日 号
各 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長	各 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">厚生事務次官</p> <p style="text-align: center;">児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助について</p> <p>近年の少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等 児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ子育てしやすい環境の整備をはかるとと もに、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりを総合的に推進するため、児 童環境づくり支援事業、子どもにやさしい街づくり事業及び家庭支援相談等事業など により、児童環境づくり対策の促進を図ってきたところである。</p> <p>この度、平成8年度から実施されてきた「児童環境づくり支援事業」、平成6年度 から実施されてきた「子どもにやさしい街づくり事業」の一部及び平成元年度から実 施されてきた「家庭支援相談等事業」の統合を図ることに伴い、別紙のとおり「児童 環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」を定め、平成9年4月1日から適用する こととしたので通知する。</p> <p>なお、平成8年6月7日厚生省発児第103号本職通知「児童環境づくり支援事業 費補助金の国庫補助について」、平成6年9月21日厚生省発児第148号本職通知 「子どもにやさしい街づくり事業の国庫補助について」及び平成元年5月29日厚生 省発児第91号本職通知「家庭支援相談等事業の国庫補助について」は廃止する。</p> <p style="text-align: right;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">(通 則) 1 ～ (交付の目的) 2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">厚生事務次官</p> <p style="text-align: center;">児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助について</p> <p>近年の少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等 児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ子育てしやすい環境の整備をはかるとと もに、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりを総合的に推進するため、児 童環境づくり支援事業、子どもにやさしい街づくり事業及び家庭支援相談等事業など により、児童環境づくり対策の促進を図ってきたところである。</p> <p>この度、平成8年度から実施されてきた「児童環境づくり支援事業」、平成6年度 から実施されてきた「子どもにやさしい街づくり事業」の一部及び平成元年度から実 施されてきた「家庭支援相談等事業」の統合を図ることに伴い、別紙のとおり「児童 環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」を定め、平成9年4月1日から適用する こととしたので通知する。</p> <p>なお、平成8年6月7日厚生省発児第103号本職通知「児童環境づくり支援事業 費補助金の国庫補助について」、平成6年9月21日厚生省発児第148号本職通知 「子どもにやさしい街づくり事業の国庫補助について」及び平成元年5月29日厚生 省発児第91号本職通知「家庭支援相談等事業の国庫補助について」は廃止する。</p> <p style="text-align: right;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">(通 則) 1 ～ (交付の目的) 2 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 児童環境づくり推進機構事業 (略)</p> <p>(2) 児童育成事業推進等対策事業 (略)</p> <p>(3) <u>児童ふれあい交流支援事業</u> 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「<u>児童ふれあい交流支援事業実施要綱</u>」により、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(4) 民間児童館活動事業 (略)</p> <p>(5) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 (略)</p> <p>(6) <u>児童ふれあい交流促進事業</u> 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6「<u>児童ふれあい交流促進事業実施要綱</u>」により、<u>市町村が行う事業</u>に対して都道府県が補助する事業並びに<u>指定都市及び中核市が行う事業</u>。</p> <p>(7) <u>地域子育て環境づくり支援事業</u> 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添7「<u>地域子育て環境づくり支援事業実施要綱</u>」</p>	<p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 児童環境づくり推進機構事業 (略)</p> <p>(2) 児童育成事業推進等対策事業 (略)</p> <p>(3) <u>健全育成推進事業</u> 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「<u>健全育成推進事業実施要綱</u>」により、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(4) 民間児童館活動事業 (略)</p> <p>(5) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(8) 地域組織活動育成事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添8「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(9) 地域子育て支援拠点事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添9「地域子育て支援拠点事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(交付額の算定方法) 4 ～ (その他) 13 (略)</p>	<p>(6) 地域組織活動育成事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。</p> <p>(7) 児童ふれあい交流促進事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添7「児童ふれあい交流促進事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(8) 地域子育て支援拠点事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添8「地域子育て支援拠点事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(交付額の算定方法) 4 ～ (その他) 13 (略)</p>